

営農型太陽光発電について

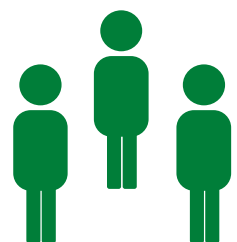
2024年1月22日
中国電力株式会社

営農型太陽光発電とは

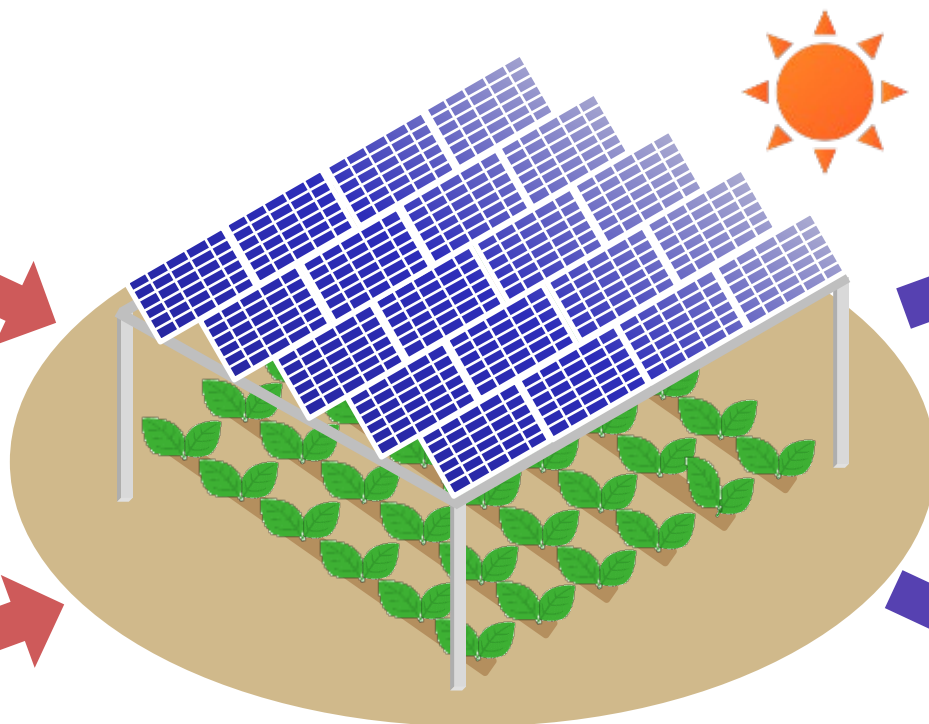
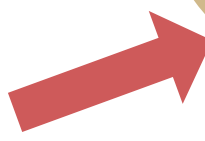
- 営農型太陽光発電（以下「営農型P V」）とは、営農を適切に継続することを前提として、農地に支柱を立て、上部空間に太陽光発電設備を設置することにより、農業と発電を両立させる取り組みです。
- 耕作放棄地での営農によるCO₂の吸収や、太陽光発電設備によるCO₂フリー電気の創出といった環境面のメリットだけでなく、農業従事者の雇用創出や、農作物の収穫など、地域経済の発展にも寄与するものです。

【営農型P Vのイメージ図】

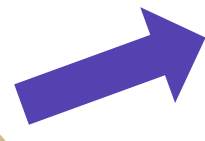
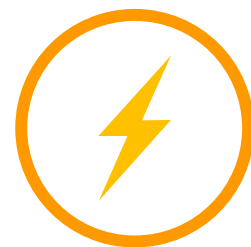
CO₂の吸収



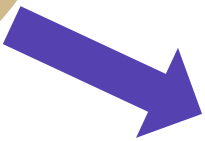
雇用の創出



CO₂フリー電気



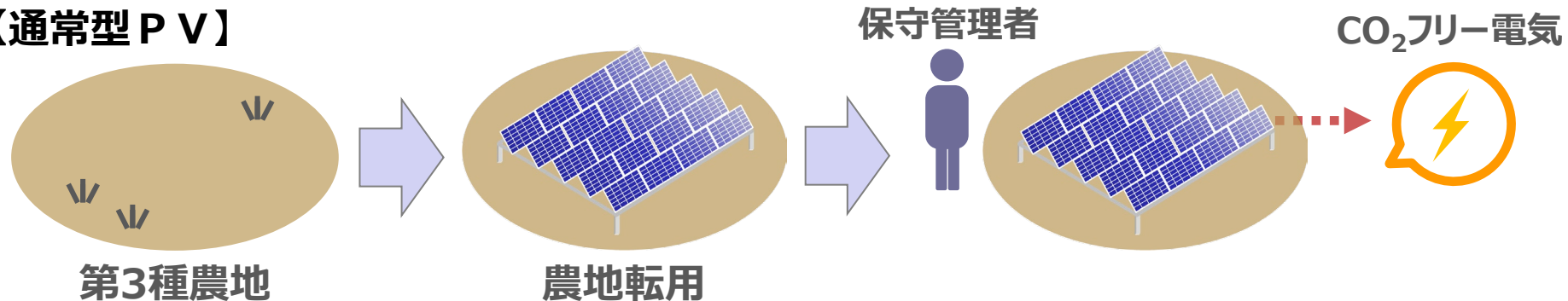
農作物の収穫



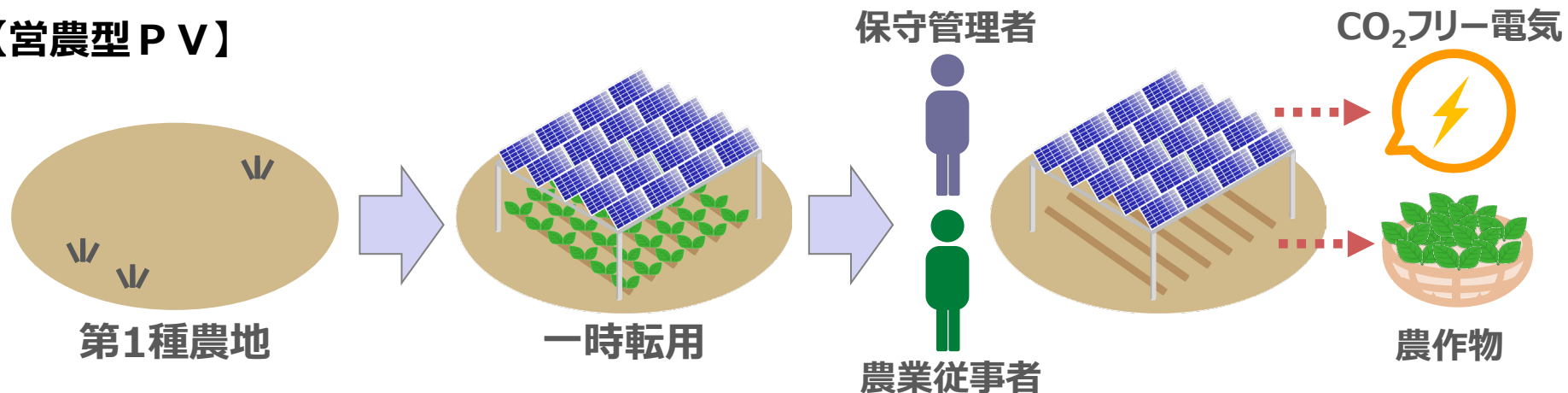
通常型PVと営農型PVの違い

- 通常型太陽光発電（以下「通常型PV」）は、第3種農地等※¹に太陽光パネルを設置し、保守管理者が発電設備のメンテナンスや除草作業を実施します。
- 営農型PVは、第1種農地等※²において、最低地上高が2m以上となるよう、脚の長い架台の上に太陽光パネルを設置し、保守管理者が発電設備のメンテナンスを行うとともに、営農従事者が農業と合わせて除草作業を実施します。

【通常型PV】



【営農型PV】



(※1) 市街地の区域、または、市街化の傾向が著しい区域にある農地。

(※2) 概ね10ha以上の規模の一団の農地、土地改良事業等の対象となった農地等良好な営農条件を備えている農地。

営農型PVの手続き

- 営農型PVの開発を行うための農地の一時転用※³にあたっては、農作物の生産状況等を1年ごとに報告すること、日照量の確保状況に見合った農作物を選定すること、周辺農地へ悪影響を及ぼさないことなどの条件を満たしたうえで、市町村毎に設置されている農業委員会を通じて、都道府県知事等から利用許可を得る必要があります。
- また、農地の一時転用許可は10年が上限であり、事業期間を通じて、適切に更新手続きを行っていく必要があります。

【営農型PVの開発から運転終了までの流れ】

開発用地（第1種農地等）の確保

支柱設置部分の一時転用許可の取得

<主な条件>

- ・ 下部の農地での営農の適切な継続の確保
- ・ 農作物の生育に適した日照量を保つための設計
- ・ 周辺農地の効率的利用等に支障がない位置への設置

営農型PVの開発

営農型PVの運転開始

一時転用許可の更新

営農型PVの運転終了

(※3) 農地を一時的に耕作以外の目的に利用し、利用終了後に農地に戻すこと。

栽培する作物

- 営農型 P V は、太陽光パネルの遮光率に合わせて、栽培作物を選定する必要があります。
- 当社が開発を行う営農型 P V では、太陽光パネルをほぼ隙間なく並べ、遮光率が50%程度となるため、陰性植物である「柃」を栽培する予定です。
- なお、国内に流通する「柃」の約90%は輸入品であり、営農型 P V の開発を通じて、国産「柃」の供給にも貢献していきます。

【営農型 P V の栽培作物と遮光率】

作物	日射特性	平均遮光率
キノコ類	陰性	73.4%
柃	陰性	65.9%
ミョウガ	陰性	60.2%
茶	半陰性	49.6%
牧草	—	42.8%
水稲	陽性	35.1%

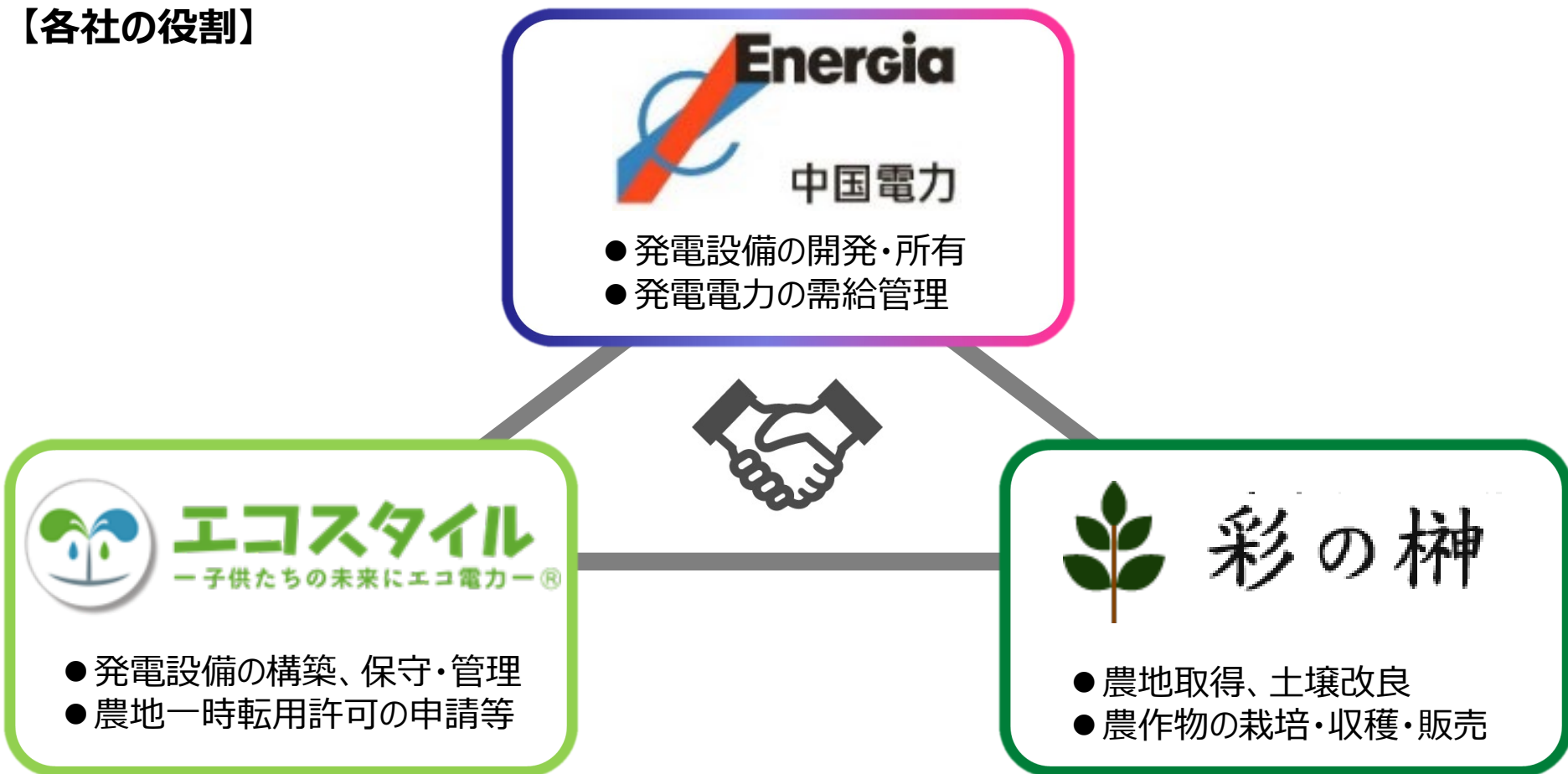


(注) 出典：2023年度版 営農型太陽光発電システムの設計・施工ガイドラインに基づき、当社が作成。

各社の役割分担

- 当社、株式会社エコスタイル、株式会社彩の榊の3社が連携して、営農型P Vの開発・運営を行います。
- 彩の榊は、農地の取得や、農作物の栽培等を行います。
- エコスタイルは、発電設備の構築や、農地の一時転用許可の申請等を行います。
- 当社は、当該発電設備を所有したうえで、発電した電気と環境価値をお客さまに提供します。

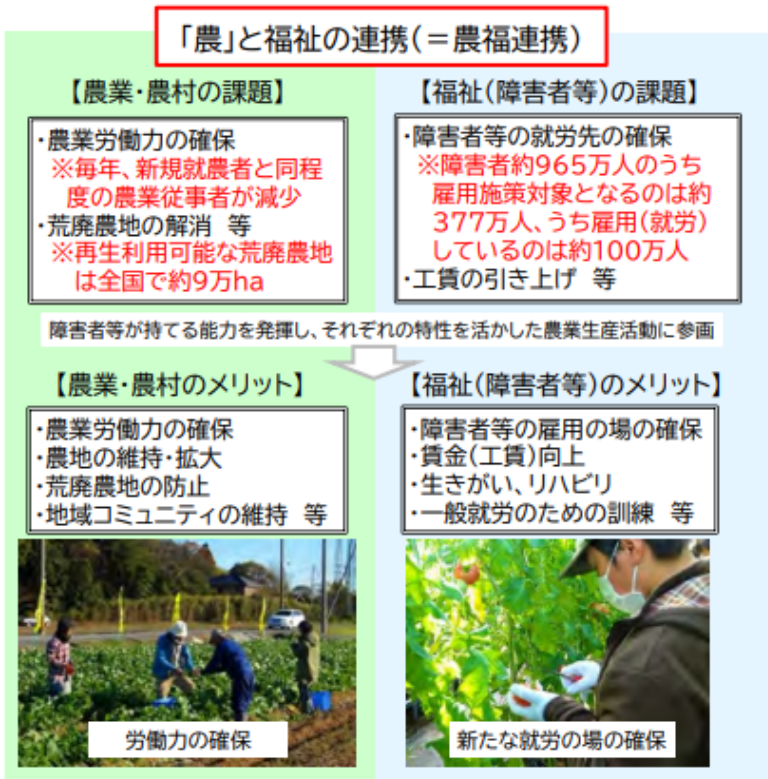
【各社の役割】



営農型 P V を通じた農福連携

- 営農事業者である彩の榊は、地域の農業従事者雇用を創出するとともに、障害者が農業分野で自信と生きがいを持って社会参画を実現する農福連携を進めており、発電所内の除草、農作物の収穫や商品加工等において、障害者の就労先を提供しています。
- 農福連携は、農林水産省、厚生労働省等が連携して、農業・農村、福祉における課題解決とメリットがある取組みとして推進しており、営農型 P V をとおして、障害者の社会参画を推進していくことで、地域の発展にも貢献していきます。

【農福連携の取り組み】



(注) 農林水産省「農福連携をめぐる情勢」より抜粋。

今後の展開

■ 営農型 P V の開発を山口県で開始し、今後、順次、開発基数・エリアを拡大していきます。

【今後の開発イメージ】

